

居宅介護支援 利用契約書・重要事項説明書

社会福祉法人^{恩賜}財団_{財団} 済生会支部 鹿児島県済生会

済生会鹿児島地域福祉センター

指定居宅介護支援センター 高喜苑

指定居宅介護支援センター高喜苑
サービス利用契約書・重要事項説明書

◆目次◆

I. サービス利用契約書

第一章	総則	3
第二章	サービスの利用と料金の支払い	4
第三章	事業者の義務	4
第四章	損害賠償	5
第五章	契約の終了	5
第六章	その他	6

II. 重要事項説明書

1.	事業者	7
2.	事業所の概要	7
3.	事業実施地域及び営業時間	8
4.	職員の体制	8
5.	当事業所が提供するサービスと利用料金	9
6.	サービスの利用に関する留意事項	11
7.	事故発生時の対応	12
8.	損害賠償について	13
9.	提供における事業所の義務	13
10.	苦情の受付について	13
11.	サービス利用をやめる場合 (契約終了について)	14
12.	<付属文章>	16

III. 個人情報の取扱いについて

I. 居宅介護支援利用契約書

以下「契約者及び代理人」という。)と社会福祉法人^{思賜}済生会支部鹿児島県済生会済生会鹿児島地域福祉センター(以下「事業者」という。)は、契約者が事業者から提供される居宅介護支援を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第一章 総則

第1条 (契約の目的)

支援することを目的として、居宅介護支援を提供します。

第2条 (契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条 (居宅サービス計画の決定)

- 1 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、複数のサービス事業所の紹介、利用料等の情報を適正に契約者に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めるものとします。
- 3 介護支援専門員は、契約者の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- 4 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

第4条 (居宅サービス計画作成後の便宜の供与)

事業者は、居宅サービス計画作成後においても、次の各号に定める居宅介護支援を提供するものとします。

- 1 契約者及び、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 2 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- 3 契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

第5条（居宅サービス計画の変更）

契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、契約者と事業者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

第6条（介護保険施設への紹介）

事業者は、契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとします。

第7条（介護支援専門員の交替等）

- 1 事業者は、必要に応じ、介護支援専門員を交替することができます。但し、その場合には、契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。
- 2 契約者は、事業者が任命した介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第8条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者の提供する居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合は、契約者の自己負担はありません。
但し、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、契約者は重要事項説明書に定めるサービス利用料金の全額を事業者に支払うものとします。
- 2 前項の他、契約者は、事業者の通常の事業実施地域以外の居宅へ訪問を受けて居宅介護支援の提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。

第9条（利用料金の変更）

第8条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

第三章 事業者の義務

第10条（事業者の記録作成・交付の義務）

- 1 事業者は、契約者に対する居宅介護支援の実施について記録を作成し、その完結の日から5年間保管し、契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。
- 2 事業者は、契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他契約者から申し出があった場合には、契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

第 11 条（守秘義務等）

- 1 事業者、介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得た契約者及び代理人等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- 2 前項にかかわらず、契約者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を得た上で、契約者又は代理人等の個人情報を用いることができるものとします。

第 12 条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および契約者や代理人等から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第四章 損害賠償

第 13 条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づく居宅介護支援の実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により、契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 11 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、契約者又は代理人等に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第五章 契約の終了

第 14 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 1 契約者が死亡した場合
- 2 要介護認定により契約者の心身の状況が自立・要支援と判定された場合
- 3 契約者が介護保険施設に入所した場合
- 4 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 5 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 6 第 14 条から第 16 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第 15 条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合は、本契約を即時に解約することができます。

第 16 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくは介護支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 1 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- 2 事業者もしくは介護支援専門員が第 11 条に定める守秘義務に違反した場合
- 3 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第 17 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 1 居宅介護支援の実施に際し、契約者又は代理人等が、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 契約者又は代理人等が、故意又は重大な過失により事業者もしくは介護支援専門員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第六章 その他

第 18 条（苦情処理）

事業者は、その提供した居宅介護支援に関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

II. 重要事項説明書

[令和7年5月1日改訂]

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(鹿児島県指定 第4670100363号)

当事業所は契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 契約者の心身の状況や契約者とその家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、契約者と事業者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となりますが、要介護度の結果が出ていない方でも、必要と判断された場合はサービスをご利用いただけます。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人^{恩賜}_{財団} 済生会支部 鹿児島県済生会
- (2) 法人所在地 鹿児島県薩摩川内市原田町2番46号
- (3) 電話番号 0996-23-5221
- (4) 代表者氏名 支部長 揚松 龍治
- (5) 設立年月 昭和27年8月

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 介護支援専門員が要介護者等からの相談に応じ、契約者やその家族の意向を尊重し契約者の状態に合わせて居宅サービス計画を作成するとともに、関係機関と連絡調整を行いながら適切なサービスの提供がなされるよう支援することを目的とする。

(3) 事業所の名称 指定居宅介護支援センター 高喜苑
平成 11 年 10 月 1 日開設
鹿児島市 4670100363 号 平成 11 年 9 月 29 日指定

(4) 事業所の所在地 鹿児島県鹿児島市小野町 2427 番地 2

(5) 電話番号 099-283-4737

(6) 管理者 氏名 平原 美和

(7) 当事業所の運営方針

- 1, 契約者が要介護状態等になった場合においても、契約者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとします。
- 2, 契約者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて契約者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- 3, 契約者の意思及び人格を尊重し、常に契約者の立場に立って、契約者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は、特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行います。
- 4, 契約者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設との連携に努めます。
- 5, 契約者が主体的に参加・選択ができるように、居宅サービス計画にあたり事業者は複数の居宅サービス事業所を紹介し、居宅サービス計画原案に位置付けた居宅サービス事業所等の選択理由を説明します。合わせて、居宅サービス事業所のみならず居宅介護支援事業所についても自由に選択できることを説明します。また、集合住宅居住者の場合、契約者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の居宅サービス事業所のみを居宅サービス計画に位置付けることは適切でないことを明確化します。
- 6, 前 6 ヶ月間の訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与のサービスにおいて、当事業所のケアプランの作成状況は別紙のとおりです。

(8) 開設年月 平成 11 年 10 月 1 日

3. 事業所実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 鹿児島市（旧吉田町・桜島地域・喜入町を除く）
日置市（旧伊集院町）

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日 (但し 祝日 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く)
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
サービス提供時間帯	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※当時事業所は 24 時間の連絡体制をとっております。事業所電話へ連絡を頂くと職員が対応いたします。

4. 職員の体制

当事業所では、契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	特記
1. 管理者	1名	主任介護支援専門員
2. 介護支援専門員（専従）	2名以上	

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、契約者の利用料負担額はありません。

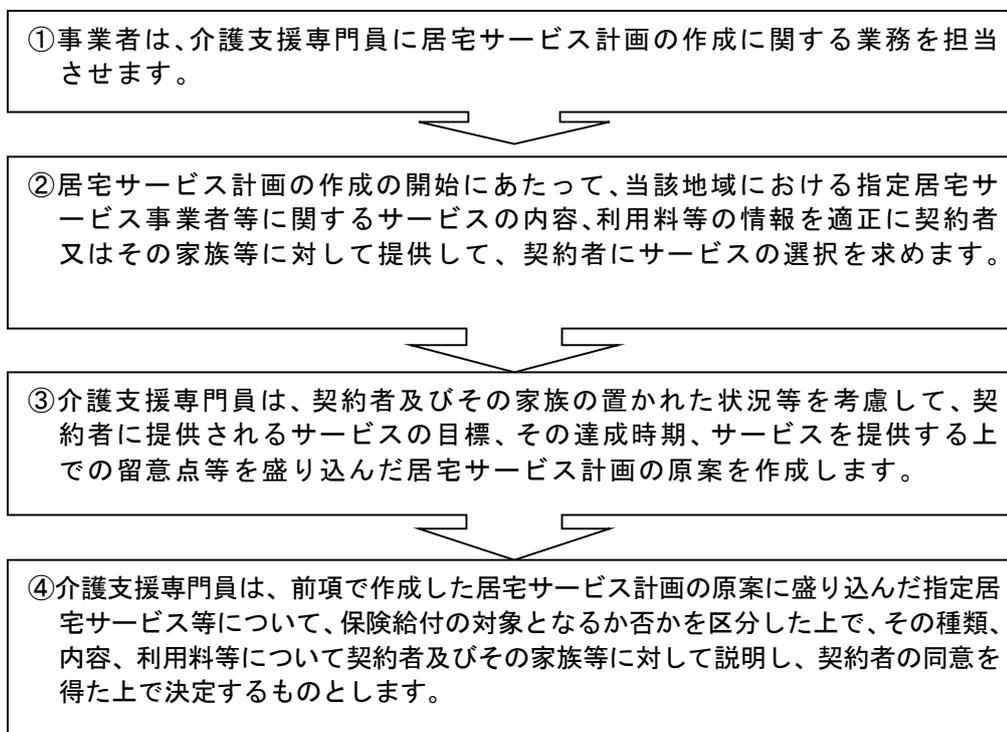
(1) サービスの内容と利用料金

〈サービスの内容〉

① 居宅サービス計画の作成

契約者の居宅を訪問して、契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

〈居宅サービス計画の作成の流れ〉



② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ 契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行います。厚生労働省の標準課題項目に準じて最低月1回は契約者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行います。
- ・ 末期のがんと診断された場合、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、契約者又はその家族等の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、契約者の状態やサービス変更の必要性等の把握、契約者への支援を実施します。その際に把握した契約者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ 契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、契約者と事業者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤ モニタリングの実施

特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、モニタリングの結果を記録する。また、面接は、原則、利用者の居宅を訪問することにより行うこととする。ただし、一定の要件を満たしている場合、少なくとも2月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して面接を行うことができる。その際、テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合においても、利用者の状況に変化が認められた場合等においては、居宅を訪問することによる面接に切り替える。また、居宅を訪問しないモニタリングの実施を行う場合については、事前に文書で説明を行い同意を得てから実施する。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、契約者の自己負担はありません。但し、契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金及び加算料金の全額をいったんお支払い下さい。（払い戻しについては、必要に応じて説明いたします。）

※居宅介護支援費（Ⅰ）〈介護支援専門員取り扱い件数 45 件未満〉

要介護 1、2	要介護 3～5
10,860 円	14,110 円

居宅介護支援費（Ⅱ）〈介護支援専門員取り扱い件数の 45 件以上 60 件未満〉

要介護 1、2	要介護 3～5
5,440 円	7,040 円

居宅介護支援費（Ⅲ）〈介護支援専門員取り扱い件数の 60 件以上〉

要介護 1、2	要介護 3、4、5
3,260 円	4,220 円

※下記加算は法令による加算要件を満たした場合につき算定する。

特定事業所加算	退院退所加算	入院時情報提供加算	ターミナルケアマネジメント加算
(Ⅰ) 5,190 円 (Ⅱ) 4,210 円 (Ⅲ) 3,230 円 (A) 1,140 円	4,500 円 (カンファレンス無連携 1 回) 6,000 円 (カンファレンス有連携 1 回) 6,000 円 (カンファレンス無連携 2 回) 7,500 円 (カンファレンス有連携 2 回) 9,000 円 (カンファレンス有連携 3 回以上)	(Ⅰ) 2,500 円 * 入院当日 (Ⅱ) 2,000 円 * 入院翌日から 3 日以内	4,000 円
緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000 円	特定事業所医療介護連携加算 1,250 円	通院時情報連携加算 500 円	初回加算 3,000 円

※同一建物に居住する利用者へのケアマネジメントについては所定支援費の 95%を算定する。

(2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は、下記のうちいずれかの方法にてお支払い下さい。

1. 毎月末締め翌月 10 日以降請求 20 日までに契約者指定口座からの自動引き落とし
口指定口座からの自動引き落としの取り扱い金融機関は、下記のとおりとなります。

- ・ ゆうちょ銀行 (1 件につき 10 円の取扱い手数料が必要となります。)
- ・ 鹿児島銀行 (1 件につき、110 円の取扱い手数料が必要となります。)

※誠に恐れ入りますが、取扱い手数料は、契約者のご負担とさせていただきます。

2. 毎月末締め翌月 10 日以降請求、20 日までに指定口座への振り込み

口下記の指定口座への振り込み

- ・ 鹿児島銀行 高見馬場支店 普通預金 1541897

社会福祉法人^思財^回済生会支部 鹿児島県済生会

指定居宅介護支援センター高喜苑

施設長 吉田 紀子

3. 上記口座振引き落としや振り込み等が難しい時のみ、現金での徴収とさせていただきます。

前記(2)の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) 医療と介護の連携強化について

①入院時に医療機関との連携をとらせていただくために、入院された時は担当の介護支援専門の氏名を入院先の医療機関に掲示していただくようお願い致します。

②契約者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、契約者の同意を得て主治の医師等に対し居宅サービス計画書を交付致します。

③訪問介護事業所等から伝達された契約者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員から主治の医師等に必要な情報伝達を行います。

(4) 虐待の防止について

事業者は契約者等の人権の擁護、虐待防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者に管理者を選定します。

② 成年後見制度等の利用を支援します。

③ 事業者に対して虐待防止の啓発普及のため研修を実施します。

④ 当事業所従業者または居宅サービス事業者または養護者等による虐待が疑われる場合は速やかにこれを市町村又は地域包括支援センターに通報します。

(5) 身体拘束等の禁止について

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者もしくは他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他、利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

① 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

(6) 感染症の予防及びまん延防止について

事業者は契約者の感染防止及びまん延防止のため次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 平常時から事業者の衛生管理・感染予防対策を行います。

② 発生時は発生状況の把握・拡大防止のため、医療機関や保健所、市町村等関係機関

との連携をとります。

- ③ 事業所内の連絡体制を整備し、事業者に対して感染予防及びまん延防止のため研修を実施します。

(7) 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、契約者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

7. 事故発生時の対応

- ① 契約者に対する指定居宅介護支援サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、契約者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- ② 発生した事故の状況及び、事故に際して採った処理について記録することとします。
- ③ 契約者に対する指定居宅介護支援サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- ④ 事故が生じた際は事故の原因を解明し、再発生を防止するための対策を講じます。

8. 損害賠償について

事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

9. 提供における事業所の義務

当事業所では、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 居宅介護支援専門員は身分証を携行し初回訪問及び契約者又は、家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。
- ② 契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ又は、複写物を交付します。
- ③ 他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合又はその他契約者から申し出があった場合には、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ④ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)

10. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付担当者 (担当者) (職名)
平原 美和 管理者 (主任介護支援専門員)
電話番号 099-283-4737
- 苦情解決責任者 早田 利博 管理責任者
電話番号 099-202-0710
- 受付時間 毎週月曜日～土曜日 8時30分～17時15分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

鹿児島市役所 健康福祉局すこやか長寿部 介護保険課給付係	所在地 鹿児島市山下町11番1号 電話番号 099-216-1280 FAX 099-219-4559 受付時間 8:30～17:15
鹿児島県国民健康保険団体連合会 (国保連) (介護保険課介護相談室)	所在地 鹿児島市鴨池新町6番6号 鴨池南国ビル7階 電話番号 099-213-5122 FAX 099-213-0817 受付時間 9:00～17:00
鹿児島県社会福祉協議会事務局 長寿社会推進部 福祉サービス運営適正化委員会	所在地 鹿児島市鴨池新町1番7号 電話番号 099-286-2200 FAX 099-257-5707 受付時間 9:00～16:00

11. サービス利用をやめる場合 (契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① 契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ 契約者が介護保険施設その他居宅支援対象とならない施設に入所又は、医療機関に入院し長期療養が見込まれた場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合 (詳細は以下をご参照下さい。)

(1) 契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 契約者等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の契約者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

1 2. 付属文章

1. 事業者が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

[指定介護老人福祉施設]

特別養護老人ホーム 高喜苑 (定員 50 名) 平成 9 年 8 月 1 日開設
鹿児島市 4670101189 号 平成 12 年 3 月 2 日指定

[指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護]

特別養護老人ホーム 高喜苑 (定員 16 名) 平成 9 年 9 月 1 日開設
鹿児島市 4670101189 号 平成 12 年 3 月 2 日指定

[指定通所介護・指定介護予防通所介護]

武岡台デイサービスセンター (定員 55 名) 平成 14 年 10 月 1 日開設
鹿児島市 4670102880 号 平成 14 年 9 月 13 日指定

[指定訪問介護・指定介護予防訪問介護]

ホームヘルプステーション高喜苑 平成 10 年 2 月 6 日開設
鹿児島市 4670101437 号 平成 12 年 2 月 10 日指定

[指定訪問看護・指定介護予防訪問看護]

なでしこ訪問看護ステーション 平成 6 年 12 月 28 日開設
鹿児島市 4660190051 号 平成 12 年 4 月 1 日指定

[指定認知症対応型共同生活介護]

グループホーム武岡五丁目 (定員 9 名) 平成 14 年 8 月 6 日開設
鹿児島市 4670102823 号 平成 14 年 8 月 6 日指定 令和 6 年 4 月 1 日休止
グループホーム武岡ハイランド (定員 18 名) 平成 15 年 7 月 1 日開設
鹿児島市 4670103268 号 平成 15 年 7 月 1 日指定

[ケアハウス] シルバーフラット武岡台 平成 14 年 10 月 1 日開設

[指定定期巡回随時対応型訪問介護看護]

済生会サポートセンターなでしこ 平成 25 年 4 月 1 日開設
鹿児島市 4690100971 号 平成 25 年 3 月 28 日指定

[サービス付き高齢者向け住宅]

済生会なでしこの杜 平成 26 年 11 月 1 日開設

[ミニデイ型通所介護サービス、運動型通所介護サービス]

済生会ヘルスサポートセンター武岡 平成 29 年 10 月 1 日開設
鹿児島市 46A0100192 号 平成 29 年 9 月 20 日指定

Ⅲ. 個人情報の取扱いについて

個人情報に関する基本方針

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部鹿児島県済生会済生会鹿児島地域福祉センター（以下、「法人」という）は、契約者及びその家族等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

法人が保有する契約者及びその家族等の個人情報に関し、適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会から信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

1、個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、契約者及びその家族等の同意を得ることとします。
- ③ 法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚労省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

2、個人情報の安全性確保の措置

- ① 法人は、個人情報保護の取り組みを全役員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、またはき損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

3、個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等への対応

法人は、本人及びその家族が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人情報相談窓口（電話 099-284-8250）までお問い合わせください。

4、苦情の対応

法人は、個人情報取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

なお、この個人情報に関する方針は、当法人のホームページで公表するとともに、要望に応じて紙面にて公表いたします。

URL <http://www.saiseikai-kg.jp/>

個人情報の利用目的

社会福祉法人^{恩賜}_{財団}済生会支部鹿児島県済生会済生会鹿児島地域福祉センターでは、個人情報保護法及び契約者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに契約者及びその家族等の個人情報「利用目的」を公表します。

【契約者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

- 1、施設（又は事業所内）内部での利用目的
 - ①施設（又は事業所）が契約者に提供する介護サービス
 - ②介護保険事務
 - ③介護サービスの利用にかかる施設（又は事業所）の管理運営業務のうち次のもの
 - ・入退所等の管理
 - ・会計、経理
 - ・介護事故、緊急時等の報告
 - ・当該契約者の介護・医療サービスの向上
- 2、他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的
 - ① 医療機関及び各施設（または事業所）との連携
 - ・契約者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議、カンファレンス、（テレビ電話装置等の活用も含む）、照会の依頼、回答
 - ・その他の業務委託
 - ・契約者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
 - ② 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託（一部委託含む）
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
 - ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

- 1、施設（又は事業所）内部での利用に係る利用目的
 - ①施設（又は事業所）の管理運営業務のうち次のもの
 - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・施設（又は事業所）等において行われる学生等への実習への協力
 - ・施設（又は事業所）において行われる事例研究等
- 2、他の事業所等への情報提供に係る利用目的
 - ①施設（又は各事業所）の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関、評価機関等への情報提供
- 3、広報活動に係る利用目的

事業所活動状況や様子等、写真を含む

①ホームページへの掲載

②広報誌への掲載

③写真の掲示や配布

* サービス提供時（施設内外行事等を含む）に撮影した写真の利用についてご意向をお聞かせ下さい。 □に をお願い致します。

- 施設内での掲示に同意します。
- 当センター利用者への配布に同意します。
- 広報誌、パンフレット等への掲載に同意します。
- ホームページへの掲載に同意します。
- 上記項目に同意しません。

なお、あらかじめ契約者及びその家族等の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、契約者及び家族代表に対して本署名に基づき契約書ならびに重要事項、個人情報の取り扱いについて説明をいたしました。

〈事業者〉 社会福祉法人^{思賜財団}済生会支部鹿児島県済生会
済生会鹿児島地域福祉センター
代表者 所長 吉田 紀子 印
住 所 鹿児島市武岡5丁目51番10号

〈説明者〉 事業所名 指定居宅介護支援センター高喜苑
事業所番号 4670100363号
説明者職名 介護支援専門員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から契約書ならびに重要事項、個人情報の取扱いの説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始及び個人情報の取り扱いについて同意し、契約を締結いたします。

〈契約者〉 住 所
氏 名 印

〈代理人〉 住 所
氏 名 印
(契約者との続柄)

〈家族代表〉 住 所
氏 名 印
(契約者との続柄)